

平成 23 年 12 月 20 日（火）
於・特許庁 16 階特別会議室

産業構造審議会知的財産政策部会
第 14 回意匠制度小委員会
議 事 録

特 許 庁

1. 日 時： 平成23年12月20日（火）10：00～12：00
2. 場 所： 特許庁特別会議室（特許庁庁舎16F北側）
3. 出席委員： 大淵委員長、内山委員、下川委員、高部委員、茶園委員、永田委員、橋田委員、平野委員、牧野委員、増田委員、水谷委員、柳生委員、吉井委員
4. 議 題： 開会
特許庁長官挨拶
意匠制度の現状と課題
デザインによる国際展開の支援
（1）ヘーグ協定及びロカルノ協定について
（2）3Dデジタルデザインを含む保護対象の拡大について
今後のスケジュールについて
閉会

開 会

○大淵委員長 おはようございます。定刻となりましたので、ただいまから産業構造審議会知的財産政策部会第14回意匠制度小委員会を開催いたします。

本日は御多忙の中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

最初に、前回以降新たに本小委員会の委員になられた方々について事務局から御紹介をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、新たに本小委員会の委員に就任されました方々を御紹介いたします。

日本弁理士会副会長、吉井剛委員。

ゼブラ株式会社取締役 CSR 推進本部長、増田勝弘委員。

社団法人電子情報技術産業協会、法務・知的財産権委員会、デザインの法的保護タスクフォース、ソニー株式会社知的財産センターパテント部担当部長の内山信幸委員。

一般社団法人情報サービス産業協会、企画委員会・知的財産部会・著作権等制度対応ワーキンググループ座長、株式会社野村総合研究所、法務・知的財産部知的財産室長の永田義人委員。

以上の方々でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

なお、本日は能川委員が御都合により御欠席でございますので、代理として一般社団法人日本自動車工業会知的財産専門部会委員、富士重工株式会社知的財産部主査の小栗様に御出席いただいております。

特許庁長官挨拶

○大淵委員長 それでは、意匠制度小委員会の開催に当たりまして岩井特許庁長官から一言御挨拶をお願いいたします。

○岩井特許庁長官 特許庁長官の岩井でございます。着席をして御挨拶をさせていただきます。

本日は皆様方、お忙しい中、御参集いただきまして、誠にありがとうございます。意匠制度小委員会の開催に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。

意匠制度小委員会につきましては、本年2月に御審議を賜りました。その折には特許法の改正の検討が進んでおりまして、登録対抗制度の見直しを始めとした特許法関連の改正項目の意匠法に与える影響、その波及により意匠法を見直さなければいけない部分を中心に、意匠登録料の見直しなどについても御議論をいただきました。この御審議を踏まえ、「特許法等の一部を改正する法律」という形で法案を国会に提出いたしまして、5月31日に成立、6月8日に公布されております。改正意匠法につきましては来年4月1日から施行されることが決まっている次第でございます。大淵委員長を始め、皆様方に改めて御礼を申し上げつつ、御報告をさせていただきます。

また、2月の小委員会では、法律的な面の御審議と併せて意匠制度の課題についてフリーディスカッションの形で御議論をいただき、画面デザインの保護、多様化するデザイン保護ニーズに合致した制度、国際展開を支援できる制度等についてさまざまな御意見を承ったところでございます。これを受けまして特許庁としては、これらの課題のうち主に国際展開を支援できる制度、画面デザインの保護についての検討についてある程度のものが固まりましたので、今日御報告をしつつ御意見を賜ろうということでお集まりいただいた次第でございます。よろしくお願ひしたいと存じます。

1年近くたったわけですが、この間、東日本大震災がございました。今日は意匠の分野では国際的な連携をどう深めていくかという議論が改めてされるわけですが、特許の方はもう少しそれが進んでおります。それで、日本国政府として採りました救済措置と同様の措置を世界各国にお願いする必要があるのではないかということで、過去3年間、1件でも特許の申請があった国々に同様の救済措置を採っていただくということをお願いしたわけですが、その数は90カ国になっております。このことは特許、あるいは今日御議論いただく意匠の世界においても、日本の企業あるいは個人の方の活動が真にグローバル化していて、そうした視点で物を考えていかなければいけない、知財活動そのものの国際化が非常に進んでいることを意味しているものと私は理解しております。

ただ、それは特許の方につきましては各国での話し合い、あるいはハーモナイゼーションというものが少し早く進展していることを意味しているのだらうと思います。意匠の方は実は国によって、特許どころではない、審査をするかしないかというところから始まりまして、制度そのものが区々分かれております。特許に比べますと国際的な話し合い、あ

るいは調和の努力、特許庁同士の話し合いというものも少し後れていると言いましょくか、進んでいないと言いましょくか、そういう要素もあるわけですが、制度が始めにあるのではなくて、制度の利用が最初にあるといたしますと、特許の世界が物語っている企業活動の国際化ということも、デザインの保護という観点においてもしつかり頭に置いていかなければいけないのではないかという思いがしている次第でございます。

先週末は日中韓の特許庁長官会合がございました。特許の話と併せて意匠面での協力についての議論もしてきたわけですが、韓国は既にヘーグ条約への加盟の準備を進めております。また、中国は、無審査ではありますが、急速に特許も意匠も出願件数が増えておまして、彼らは偽物対策もやりつつ、知財が権利として尊重されるような社会をつくるのだといたしまして、2015年までの第12次五カ年計画においても、特許も意匠も大幅に申請件数を増やそうとしております。

こうした背景の中で、我が国の意匠の世界はどう考えていけばいいのか、一つには企業の方の国際的な知財活動を支援するために国際的な、取り分け手続面での利便性を高める努力が要るのではなかろうか。2番目は、区々分かれている制度の中で調和しようとしたしますと特許ほど簡単にいかない部分があるわけですが、区々分かれている各国の制度の比較をして、使いやすい国際的な調和はどうだろうかということも考えるとともに、我が国の知財の保護制度が十分今日的であるのか、あるいは世界的に見て誇れるものであるのかという虚心な検討も要るのだらうと思ひます。

折しも、中国の意匠の申請件数の増加を申し上げましたが、我が国、足元では意匠の申請件数が減少を続けております。クールジャパンを含めて高度な価値観で世界に貢献しようという我が国の現状を見たときに、この問題はどうか考えたらいいのだろうか、少なくとも我々の制度が今日的であり、必要な体制になっているのだろうかということもあらうかと思ひますし、我が国のデザイン保護あるいはデザイン振興行政のあり方そのものも考えてみる必要があるのかもしれませんし、国際化していると言ひながら、我が国企業のデザインの面での競争性や戦略性が国際的に見て本当に大丈夫だらうかということも考えていく必要があるのだらうと思ひます。

そうした問題意識の中で、とりあえずは国際的な制度調和、手続調和ということを考えながら、我が国のデザインの保護の法制度の現状が十分今日的であるのか、あるいは我々はどのような方向を目指していくべきだらうか、こうしたことにつきましても諸先生の御意見を賜りながら、最終的には、私どもは制度官庁でございますので、どのような制度に

それを落とし込んでいくのかということが当面の目標になりますが、経済産業省の外局でありますので、デザイン振興全体につきましても御意見を賜りますれば、経済産業本省とも協力をして、あるいは知財本部もごございますので、政府全体としてどういう議論が必要なのか、そういう枠組みもできております。主に制度的な御議論をお願いしたいと思っておりますが、そこにとどまらずに、この国が世界に貢献していくためには、あるいは競争力を持ち続けるためにはどうしていけばいいのかという点につきまして活発な御議論をさせていただきたいと思っております。

それなりの準備をしておりましたので、皆様方の御意見を賜れる準備が整ったと思っております。どうぞ活発な御審議をお願い申し上げます。本日は誠にありがとうございます。

○大淵委員長 力強い御挨拶をありがとうございました。

それでは本日の議題について御紹介させていただきます。お手元の議事次第の3.以下のとおりでありまして、第1点が意匠制度の現状と課題について、2点目が4.デザインによる国際展開の支援の(1)としてヘーグ協定及びロカルノ協定について、3点目がデザインによる国際展開の支援の(2)として3次元デジタルデザインを含む保護対象の拡大について、合計3点でございます。

まず事務局より配付資料の確認をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 配付資料の確認をさせていただきます。

本日の配付資料ですが、まず座席表でございます。それから議事次第・配付資料一覧。委員名簿。

そのほかに12種類の資料がございます。資料1として「意匠制度の現状と課題」。資料2として「意匠制度の見直し項目」。これはA3の紙になっております。資料3、「デザインによる国際展開の支援(1)(ヘーグ協定及びロカルノ協定について)」。資料4、「ヘーグ協定及びロカルノ協定加盟に向けた検討項目」。こちらもA3の紙になっております。資料5、「デザインによる国際展開の支援(2)(3D デジタルデザインを含む保護対象の拡大について)」。資料6、「画面デザインの保護における検討項目」。こちらもA3の横紙になっております。

そのほか、参考資料1として「ヘーグ協定ジュネーブアクトの概要」。参考資料2、「ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国詳細一覧」。参考資料3、「ヘーグ協定加盟国・加盟予定国マップ」。参考資料4、「ロカルノ協定の概要」。参考資料5、「画面デザイン保護の各国比較表」。参考資料6、「各国における意匠制度の特徴の比較」。

この 12 点でございます。不足等はございませんでしょうか。

それから、1 点お願いがございます。御発言をなさる際にはお手元のマイクのスイッチをお入れいただき、マイクを近づけて御発言いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

○大淵委員長 よろしいでしょうか。

意匠制度の現状と課題

○大淵委員長 それでは、早速ですが議題に入らせていただきます。

最初に、本日の第 1 点目ですが、意匠制度の現状と課題について事務局より御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、資料 1、資料 2 に基づいて御説明したいと思います。資料 1、意匠制度の現状と課題、資料 2、A3 の横紙になりますが、両方併せて御覧いただきながら説明をお聞きいただければと存じます。

まず資料 1 ですが、はじめにというところで、本委員会の開催に当たり、私ども、意匠法の基礎となる 34 年法の制定以来、平成 10 年、平成 18 年に意匠法を改正してきているところがございます。

こちらを少し解説させていただきますと、平成 10 年には創作非容易性水準の引き上げ、これは実体審査にかかわる部分でございますが改正を行いました。それから、現行意匠法の根幹をなす部分で、今としては普通になっておりますが、部分意匠制度、それから類似意匠制度を廃止して関連意匠制度を導入したのもこの時期でございます。それから、願書・図面記載要件の多様化・簡素化を図ったのもこの時点でございます。それ以前は正投影図法による 6 面図でしたが、斜投影図法・等角投影図法による図法も認めることとなりました。それから、その当時は意匠登録の期間が非常に長く、平成 10 年現在で FA が 17 月でありましたので、我々の目標として意匠登録 1 年化計画も同時に策定しております。ちなみに、現在の FA は 6.5 ヶ月まで縮まっておりますので、当時の約 3 分の 1 ぐらいまで短縮を達成してきているということでございます。

また、平成 18 年には意匠権侵害の刑事罰の強化、それから、画面デザインの保護を図ったのもこの時期でございます。それから、関連意匠制度について平成 10 年から 8 年たったこの時期に見直してございまして、平成 10 年には関連意匠制度は本意匠と同日にのみ

出願することができる制度でしたが、ブランド保護の強化を考え、本意匠の登録公報の発行の日の前まで出願ができるように改正しました。

これらを踏まえて平成 10 年以降の改正を総括させていただいたのが、今回の議題になるところの課題でございます。

2. 意匠法改正以後の意匠出願・意匠権に係る動向として、意匠制度は改正を重ねているところでございますが、現状、意匠登録出願は若干減少傾向にあるということで、ピーク時の 25% ぐらい減っているところでございます。2 ページ目、3 ページ目で簡単に御説明いたします。

意匠出願が減少している原因としては、私どもが分析をした結果、経済的な低迷が一つにはあるだろうというところですが、それと同時に、世界的に事業のグローバル化の傾向に要因があるのではないかと考えております。図表の 2、3、4、5 を併せて見ていただくと分かりやすいと思います。10 年前に比べ、我が国企業の行動として出願国数を増やしているという現状がございます。これはひとえに海外展開が進んでいるのではないかと、10 年前と比べて 61% の企業が意匠登録出願を行う海外の国数を増やしているところでございます。それから、主要国におきましても、図 4 を見ていただきますと、米国、欧州、中国、韓国が出願件数が増加傾向にございます。2009 年に若干下がっておりますが、これはリーマンショックの影響だとお考えいただければ結構かと思えます。

それとは別に、図 5 を御覧いただきたいのですが、10 年前には出願件数としては非常に少なかった国において出願件数が非常に増えているということがございます。企業における知的財産予算に限りがある中、これだけ活発に海外への出願が行われている、海外展開が図られているという証拠ではないかと我々は分析しております。

一方、3 ページ目に行きますと、模倣品被害はまだまだ収まっていない状態で、模倣がデッドコピーから巧妙な模倣へ変化している。巧妙な模倣というのは二つありまして、一つは手段が巧妙になっている。もう一つはデッドコピーから類似の意匠に変わってきている。類似品ですとか、模倣品でも少し変えて、改変意匠のような形になっているということでございます。手段が巧妙になっているというのは、日本の企業が販売をしている国や製造している国ではない国において、日本製品を装うということがあると報告を受けているところでございます。

こうした中、4 ページ目に行っていただきますと、私どもが分析させていただいた結果として課題を整理したものがございます。一つは意匠出願・意匠権に係る動向の分析と現

状の課題でございます。企業がこれだけ海外に展開し、グローバルな活動を行っている中で、模倣被害を防止しつつ、デザインによるジャパンプランドの更なる発信、我が国のデザインは製品デザインも含めすぐれものだと考えておりますので、更なる発信をしていただき、ジャパンプランドを形成していただく、強固なものにしていただくことによって国際競争力を確保していただきたいのが一つでございます。その上で国際展開の一助となるように、意匠制度におきましても何らか支援を差し上げるのが的確ではないか、ないしは必要性が増しているのではないかとこのところでございます。

あわせて、意匠制度の国際調和のための課題として、国際的な意匠権取得の手續の支援のほかに、意匠法の保護対象の不整合の解消も検討していく必要があるのではないかとこのところでございます。これらが緊急性の高い項目と私どもは分析しております。

そのほか、かねてより皆様方から御意見をいただいているところでございますが、我が国意匠制度、意匠権を取得するに当たり、まず手續の利便性を図っていくことによって、権利を取得し、海外への展開をもう少し簡便なものにしていく必要があるのではないかと。それから、権利の明確さ、分かりやすさが必要ではないかと。それから、デザインを利用したブランド構築の支援が必要ではないかと考察しております。

今までお話しした内容を課題にまとめたものが資料2でございます。資料2を御覧いただきたいと思っております。図表にまとめさせていただいたところで、大きくは四つの課題として御提案しているところでございます。

まずは資料2の上段ですが、デザインによる国際展開の支援ということで、特許・商標は国際協定に加盟し、海外における権利の取得が簡便にできるような制度を私どもは持っております。ところが、意匠制度にはヘーグ協定ジュネーブアクトという国際協定がありますが、我が国は未加盟でございます。こちらについては審査国でも入れることを目的とした改正協定で、1999年に成立しました。その後、2003年に発効し、その当時は10カ国程度の加盟にとどまっていたところですが、2011年12月現在、42の国と地域が加盟しているのが現状でございます。

ヘーグ協定ジュネーブアクトの特徴としては、皆様御存じかとは思いますが、国際事務局への出願が、簡易な手續と最小限の経費で行える制度であるところが特徴の一つでございます。次に、意匠の国際出願は、原則、国際事務局に提出して行うという点でございます。それから、国際出願で指定された国の官庁は、国際公報の発行の日から、無審査国については6月、審査国については12月の間に登録を拒絶することができるという制度に

なっています。また、国際登録された意匠の保護期間は、各国にゆだねられていますが、最長 15 年が保証されています。

次に、我が国の企業にとってヘーグ協定利用のメリットについて、簡単に御説明をいたします。一つには、願書一つにおいて 100 の意匠まで、ロカルノ分類という国際分類がありますが同じ国際意匠分類に属するものであれば、出願できる制度になっております。それから、願書については英語、フランス語、スペイン語のいずれかで作成が可能。それから、国際出願時には代理人が不要な制度になっております。

これらの特徴がありまして、42 カ国の国と地域まで加盟国が膨らんできたところを踏まえ、我が国企業が各国に出願し、権利を取得している現状から、ヘーグ協定ジュネーブアクトへ加盟することについて、緊急性が高まっているのではないかとというところが一つの御提案になります。

資料 2 に戻っていただきまして、3D、3次元デジタルデザインを含む保護対象の拡大についてご説明いたします。こちらについては、平成 18 年に画面デザインの保護の強化を図っているところでございます。しかしながら欧米に比べまだまだ保護の領域が足りていないという御指摘もございます。それから、我が国の場合、昨今のデジタル化、IT 技術の進展に絡み、さまざまなデジタルデザインの開発、創作がなされているところでございます。こうした中、国際調和を図りつつ保護の拡大を図ってはどうか、ないしは保護の対象を考えてはどうかというのが二つ目の議題でございます。

下段に下りていただきまして、こちらは皆様方が非常に御関心が高い分野ですが、ヘーグ協定には、先ほど御紹介しましたとおり 1 通の願書で 100 の意匠まで出願できる制度や、図面に関しても我が国よりも簡便なものになっているという特徴があります。資料 2 の下段に記載してありますのは、それを我が国の意匠法にも取り入れて皆様方の出願を支援してはどうかという考え方で整理をしております。

2. デザイン保護における利便性の向上というところで、図面提出要件の緩和及び多様化についてでございます。平成 10 年に図面の提出要件を見直しておりますが、昨今はパソコンを利用した意匠の表現方法について、非常に優れたものが出ております。そうした中、現状の問題としては、意匠が特定できる範囲において、多様な方法で作図ないしは意匠を表現したものを特許庁に提出いただくことを、我々が審査可能なのであれば認めていくことにより、利便性の向上を図っていこうというのが一つでございます。

あわせて、韓国が既に取り入れておりますが、出願のフォーマットに関しては、3次元

の CAD データ等のフォーマット形式を認めている国がございます。我が国においてもそうしたフォーマット形式を受け付けることについて、御議論いただきたいところでございます。

それから、複数意匠、複数の物品指定制度でございます。こちらは1通の願書において多数の意匠を出願できる考え方と、もう一つは、形態は一つですが、それを用いる物品について、例えば車のデザインを考えたときに、車だけではなくて、場合によってはおもちゃ、消しゴム、置物に応用できるようなものでありましたら物品を複数書くことができるようなアメリカ型の制度がございます。こうしたことによって利便性の向上を図ってはどうかと考えております。

3. では、デザインによるブランド構築の支援として新規性喪失の例外規定の見直しが課題ではないかと御提案しております。二つございまして、一つは手続面の簡素化でございます。新規性喪失の例外におきまして証明書類を提出いただくということで我が国はこれまで運用しておりますが、各国をみますと、場合によっては提出しないで出願人のオンラインリスクで運用している国もございます。このように証明書、第三者証明が要らないという国もございますので、こうしたところを簡便にはいかがかというのが一つ。これは手続面でございます。

もう一つは、国内の公報や海外の公報を新規性喪失の例外の適用の対象として認めることに関する検討が必要ではないかと考えております。こちらについては、本意匠と関連意匠の関係に深く関連する話でございますが、例えば我が国に出願した場合、本意匠を出願した後、関連意匠を出願可能な期間とは、本意匠が審査を経て登録になった後の公報の発行の日の前まででございます。ところが、本意匠を我が国へ出願したのと同日に海外に出願したといたします。無審査の国におきまして秘密にすることを許していない国、例えば今、オーストラリアなどは非常に短期間で公報が発行されてしまうという現状がございます。そうしますと、後から我が国に出願した関連意匠出願の意匠が、みずからの本意匠を海外出願した公報で否定されてしまうという現状がございます。この現状について、改変された意匠が正しく守られていないのではないかと御意見がございますので、こちらにおいてブランド構築の支援として提案しております。

最後になりますが、権利の明確性の問題でございます。これもかねてからご意見を頂いているところですが、私どもとしては審査基準の改訂に努めてきたところでございます。しかしながら、まだまだ記載内容が足りないのではないかと、もう少し明確にいただき

たいという声が多うございます。

もう一つには、私どもはそれだけではなくて、もう少し審査の内容を開示していくことが必要ではないかと考えております。審査におきまして我々意匠の審査官は、出願された意匠を認定し、特徴点がどこであるのか把握しております。それから、参考資料として、皆様方に開示はできておりませんが、カタログ、雑誌、新聞、インターネット情報から私どもが集めている情報である公知資料を、審査資料として用いているところではございますが、本来でしたら開示差し上げたいところですが、著作権の壁があつて御提示できない状態でございます。出願されたものに対して、我々はサーチをしてさまざまな周辺意匠を添付する作業をしておりますので、こうしたものを電子化して御覧いただく手だてによって審査の内容、権利範囲が皆様方にもう少し開示できないか、それによって権利の内容を御自身で確かめるすべをもう少し御提供してはどうかという議論がございます。

今申し上げたところにつきまして、私どもとしては、まずは近々の課題として御提案しております。そのほかにまだまだ、簡易なデザイン保護制度の導入が必要ではないか。例えば韓国で導入されておりますような一部無審査でありますとか、もっともっと早期に権利を取得するような制度、それから簡便にデザインを仮に出願できるような制度が必要なのではないかという御議論がございます。

それから、中長期的な課題ではありますが、我が国のデザインにおきましてもシルエットをみただけで製品がわかる、ないしは会社名がわかるようなすぐれたデザインが多数出てきております。こうしたものを短期で保護を終了していいのかどうか、例えばですが、登録から 20 年間の保護を超え、もっともっと長く、ロングライフに使われているものが多数出てきております。こうしたものを保護していく必要があるのではないか。開放して皆さんに自由に使っていただくという考え方もありますが、保護の必要性がないだろうかという御議論もございます。

それから、効力範囲の明確化については、平成 10 年に取り入れております特徴記載制度というものもありますが、各国にはさまざまな意匠制度がございます。クレーム制度をとっている国もありますし、場合によっては著作権アプローチの国もございます。各国の制度を見きわめつつ、権利の明確化につながるような制度を我が国にも取り入れたらどうかという御意見がございます。こうしたところを広範に今後議論していきたいと思っておりますが、まずは表でまとめたところを近々に皆様方に議論していただき、その上で、足りなければ更に継続して議論を重ねていきたいというのが私どもの考え方でございます。

こうしたところが資料1の17ページまでにまとめさせていただいているところですが、資料2をもちまして簡単に御説明いたしましたので、我々のまとめた課題について、この内容で足りている、あるいは足りていない、こうしたところが特徴ではないか、ないしは必要ではないかというところを皆様方に御審議いただくために御提案しております。以上でございます。

○大淵委員長 丁寧な御説明をありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえて議論に移りたいと思います。フリーディスカッションの形で、御自由に御意見をお願いいたします。

小栗さん、どうぞ。

○小栗様（能川委員代理） 自工会の小栗です。

意匠制度の見直し項目を拝見させていただきましたが、今まで自工会が要望してきた内容が相当部分織り込まれているということで、大変ありがとうございます。見直し項目の1から4の中で、恐らく個別に御対応いただく方向のものであると理解していますが、自工会で今まで取りまとめてきた要望の中であえて明記されていない部分について、確認という意味で述べさせていただきます。

まず、ヘーグ関係につきましては、自工会が要望してきた国際調和の内容であって、是非前向きな議論をしていきたいと思いますが、加入に際してはメリットの最大化に向け、現状未加入の国に対して加入を働きかけるとか、使い勝手向上策を織り込む、それから、従前の懸案項目解決に向けた新たなアクションを織り込むというような要望が自動車14社の共通意見としてございます。

従前からの懸案項目としては、一つは国際的な意匠秘匿制度の実現ということでございます。これはヘーグに絡めて解決を図ろうとしている内容もありそうですが、加入の有無にかかわらず依然として課題を残していると考えておきまして、是非この辺の認識については共有化をしたいと考えておりますので、お願いいたします。

これは当自動車業界特有の内容かと思いますが、自動車は一部の国では認可のためにオープンスペースでの認可試験が必要である一方、その後、認可までに時間がかかるという状況がございます。認可の仕様を決めるために、場合によってはその前に数ヵ月ロードテストをやるということで、結局1年以上何かしらさらされるようなリスクを負いながら開発している中で、国内の半年の優先権期間を使った上でも、なかなかカバーし切れていないところがあります。これは無審査国や早期に審査が開示されてしまう国を含め、意匠関

連法、自動車認証関連法やその運用などを国際的に横串で見たときに、不整合と言うと少々言葉が適切ではないかもしれませんが、差があつて、その中でうまくいっていない、業界として苦勞しているところがあるということと御認識いただきたいと思います。

それから、3のデザインによるブランド支援のところにつきましても自工会の要望をある程度反映していただいているものと理解しています。ありがとうございます。ここもヘーグとの関係でいろいろスタディーされていると思いますが、ヘーグ加入の有無にかかわらず課題として認識している事案でございます。資料からは、資料2の3番でいえば、例えばブランド構築支援のところが新規性喪失の例外を他国横並びに、例えば12ヵ月にするかとか、そういうような御議論があるのかなと読み取れますが、自動車のマイナーチェンジ・サイクルというのは通常2年とか3年で外観を変えるケースが多く、また、これらはその2、3年後のタイミングで織り込む安全や環境等の進行期や情報公開等々の折り込み要件が早くからフィックスできないこともあつて、なかなか縮められない、あるいは早期に予見できないところもございますので、新規性喪失の例外規定見直しという内容だけで本当にカバーし切れるのか、あるいは12ヵ月ありきなのか、この辺につきましても大もとに立ち帰ったところをシェアしながら、是非議論させていただきたいと思っております。

それから、一番下のところで、後ほど出てくるのだと思いますが、ロングライフデザインというところもございますが、これにつきましても、長期的保護の対象というのが特定の意匠になるのか、あるいは、ブランド化にかかわるのですが、同一出願人で出している同様の特徴を有した一連のものになるのか、この辺についても考え方を整理しながら議論させていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

○大淵委員長 ほかに。

○柳生委員 知財協の柳生です。

資料2で極めて簡潔にまとめていただいておりますが、今後、ヘーグ協定、画面デザイン保護というのが大きな課題であると認識しています。特に後者の画面デザイン保護であります。当然意匠のほうでも我々知財協で議論させていただいておりますが、知財全体、特に著作権からの検証も必要ということで、知財協の中にも担当の部署もありまして、今後の産構審での議論につきましても、知財研でも御議論いただいていると承知しておりますが、是非著作権からの視点も踏まえて検討をお願いしたいということでございます。知財協としてもそのように検証を進めてまいりたいと思います。

その中で、知財協の意匠委員会から3月に制度企画室にあてて提言という形で御報告さ

せていただきまして、連続して変化する意匠については早速8月に審査基準改訂ということで対応いただきました。この点についてはこの場を借りて御礼を申し上げます。

ただ、今日は詳細は申し上げませんが、その中でも引き続き御検討いただきたい課題が幾つかございます。例えば、先ほどもファーストアクションが非常に早くなっているということで、これはこれで大変ありがたいのですが、一方、関連意匠でももう少し出願の時間の余裕が欲しい、もう少し柔軟な制度設計を御検討いただけないかということも3月の提言の中で述べさせていただいておりますし、部分意匠についても若干のコメントがございます。あるいはアイコンについての保護ということも課題として挙げさせていただきましたので、この場を借りて引き続きの御検討をお願いしたいということでございます。以上です。

○大淵委員長 平野委員、どうぞ。

○平野委員 すごくよく取りまとめていただいたなという気がしております。特に画面のデザインの保護という話は、何度か過去の審議会でも話として出てきて、その都度、随分討議したつもりですが、だんだん国際的な部分も含めて前向きな対応をしなければいけないという方向、これは非常に重要かなと思います。

もう一つはヘーグ協定の話ですが、当然加盟に対する対応が今後の課題になってくると思いますが、加盟するならば、日本がイニシアチブをどうとれるのかも是非御検討いただいて、今までの日本の意匠制度の良さというものを国際展開する場に、出席するというか、舞台に出ていくということも準備が必要ではないかなという気がしております。以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○内山委員 JEITA ではデザインの法的保護タスクフォースを立ち上げて現在6社が集まって議論をしているところでございます。ヘーグのことについては深い議論にはまだ至っておりませんが、現状、加盟について反対という意見は出ておりません。

主に現在議論しているのは画面デザインに関してですが、議論の点についてはこちらに挙げてくださっている点でよろしいかと思っております。ただ、もし保護が拡大する場合には、クリアランスの範囲が拡大されることを懸念されている企業さんが非常に多うございまして、意匠の調査を行うインフラを整えることも是非考えていただきたいというところが一つのポイントではないかと思っております。以上です。

○大淵委員長 下川委員、どうぞ。

○下川委員 資料2は非常によくまとめていただいて理解が容易になったので、ありがとうございます。

我々の立場から見て、ほとんどのものは特許庁さんの考えていらっしゃる、あるいは問題意識として持っていていらっしゃる方向でいいのかなと思っていますが、一つだけ、画面デザインのところですね。我々がいつも思っているのは、物品と独立して保護していただきたいと思っています。

もう一つはアイコンの問題です。恐らく米国ではこれは商標で保護されているのではないかな。アップルとサムスンの訴訟を見ると、どうも商標で保護されているようです。実際に自分のスマートフォンを見ると、買ったときからついているアイコンと、アプリケーションの開発者がデザインして、それを我々が選択して画面上に置いているアイコンの2種類あります。恐らく前者についていえば意匠権での保護ということになじみやすいのかなと思うのですが、アプリケーションの開発者、あるいはそれをビジネスとしている者にとっては、そのアイコンはある種の商標的な機能、出所を知らせるといいますか、そういう機能を持っている。なので、アイコンの役割とか開発者の違いによって保護をどうしていくのかということ議論したほうがいいのではないかなと思っています。以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○吉井委員 日本弁理士会の吉井でございます。

本年度の弁理士会会長は意匠に非常に力を入れておまして、常設の意匠委員会のほかに、意匠のワーキンググループを立ち上げて検討しております。現時点で方向性という意味では、ヘーグの加入については、我々の専門性が発揮できるということで基本的には賛成という形で動いております。ただし、国内出願の極端な減少が生じないような国内法の対応を是非お願いしたいというのが一つです。

それから、検討項目も基本的には我々が考えているもので、過不足は余りありません。ただ、各項目についての細かい議論は、後ほど機会があればお話しさせていただきたいと思います。

一つ二つ検討項目に、優先順位といいますか、挙げていただきたいものがありますので、後ほど御説明させていただきたいと思います。以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○永田委員 情報サービス産業協会の永田です。

全体的な話として、大きな柱が二つ、ヘーグ協定の話と3D デジタルデザインの話の中

心に議論が進むものと理解しています。我々情報サービス産業協会という所は、主にシステム・インテグレーションという分野で大企業向けを中心としたエンタープライズ系システムを作っております。このため、いわゆる画面デザインの保護という中で、ゲーム分野や、店頭で箱売りされているアプリケーションソフトの分野とは少々事情が違うところがあり、画面デザインを保護すること自体を否定はしないのですが、保護する対象がニーズとマッチしていないのではないかとこのところをととても気にしています。

この辺りは知財研の委員会で検討されている中でも幾らか御意見を申し上げていますが、現段階で保護ニーズがあるというアンケート結果が出ている部分については、アンケートの回収率が低いという点と、アンケートに答えている方々の層として、意匠制度を理解した上でアンケートに答えている方と、そうでもない方がいらっしゃる点が、産業界の現状のニーズをきちんと反映できていないところなのではないか。こういったところを踏まえたと上で、保護を拡大する、ないしは保護対象を考えていくという部分について慎重に議論していきたいと思っています。

そのこととの兼ね合いで、ヘーグ協定についても、国際調和を図っていくという部分については異論ないのですが、意匠保護対象の拡大という話が大きく影響してくるところもあります。制度の国際調和は日本の産業界がきちんと伸びていくような形で支援できるということがポイントだと思っていますが、ヘーグ協定の結果、海外からたくさんの意匠出願が流入してくることによって日本の産業界がマイナスの影響を受けることがあった場合には好ましくないとしますので、そういう部分を兼ね合わせてヘーグ協定と画面デザイン保護の議論を進めてほしいと思っています。

○大淵委員長 どうぞ。

○高部委員 株式会社レーベン販売の高部といいます。

中小企業であります我々としては、海外出願というのは今までそんなにありませんので、具体的にどこがということは申し上げにくくて申しわけないのですが、近年、少しずつではございますが海外での販売が増えつつありまして、そのようなことから海外での意匠出願が増えつつあります。しかし出願登録するときの登録料、そればかりでなく現地代理人の費用が非常に掛かることが多くて、その上、補正が発生することによって追加費用が発生するということが多くて、手控えてしまうことがあります。そのようなことから、ヘーグ条約の加盟によって国際出願の費用が抑えられるということは、当社のような中小企業にとっては非常に、出願数を増やしたいと思っていますので、喜ばしいことだと思っています。

一方、出願調査とか手続の煩雑さが増えたことによって費用が増大したり、専任の人を作らなければいけないということになりますと、中小企業としては非常に負担が掛かると思います。そのようなことから、できましたら次のようなことを盛り込んでいただければなど感じております。

一つには日本語の対応で、日本語で出願して、自動翻訳のような形にしていいただければ手間が掛からなくていいかなと思います。

それと、事前審査ですね、海外に出願したときに補正による費用は結構馬鹿にならない部分がありますので、前もって国際出願時といいますか、形式的な補正を日本の特許庁でやっていただけるようなことがあると非常に助かると考えております。

それと、検索についてですが、複数意匠になったときに非常に検索がしにくくなる可能性が多いのかなと思っています。ですから単意匠での検索が可能なような仕組みができないかなと考えております。

四つ目ですが、出願登録料ももちろんですが、年金に関して、年金の管理と、年金の納付の方法をもっと簡易にしていいただければ嬉しいなと考えております。少し論点がずれるかもしれませんが、例えば現在の意匠料の年金納付ですが、口座振替を行っておりますが、各登録単位ごとに様式を整えて納付する方式が採られているのですが、納付期限が近づいたときに登録を画面に表示していただいて、チェックシートみたいなものでマークして「お願いします」という形にすれば次年度分をこれでというような仕組みを、インターネット出願ソフトの改良などのときに修正していただければ非常に嬉しいなと考えております。

非常に僭越ですが、日本がイニシアチブを発揮するためにも早期に加盟を望みたいと思っております。以上です。

○大淵委員長 橋田委員、どうぞ。

○橋田委員 私は、大学ではありますが、個人デザイナーとして意見を述べさせていただきます。

今、地場産業とのプロジェクトをいろいろ行っていますが、海外の展示会への出展がすごく増えています。特に地方の地場産業ですね。実際に展示会場に行った感触では、パリおよび EU の国々の方は日本の創るものに対して感性が通ずるといえるか、非常に受けがよいのです。そして、その流れは日本の地場産業に広まっていて、昨年もメゾン・エ・オブジェという大きなパリで行っている国際見本市、家具が中心ですが、雑貨ものもある中で、

JETRO を通じて日本の地場産業の中小企業の方が多く出展していました。こうした状況を見ますと、ヘーグ協定は是非参加すべきで、特に EU が入っていますので、是非参加してはどうかと思います。

気になりますのは、費用的には、まとめてやることで1件1件各国に独立して出すよりも費用が抑えられるということも良いかなと思うのですが、地場産業をやっているところは家族経営で経済的に厳しいところが多いです。その価値を、地場の和紙とか漆をやっている方々に効力があると啓蒙していかないと実際のアクションにたどり着かない、意匠の出願の活性化にはなっていないところがあるかなという問題点を述べさせていただきました。

○大淵委員長 どうぞ。

○増田委員 ゼブラの増田と申します。

筆記具メーカーですが、資料2の3.デザインによるブランド構築の支援、ロングライフデザインの保護強化という個別の案件ですが、是非ロングライフデザインの保護強化を進めていただきたいなと思っています。理由は、うちのメーカーの商品で海外に模倣されるものがロングライフのものが多く、こういうものを保護するには、国内法では20年、意匠権が保護されますが、それでは十分ではないのかなという気がしております。

ヘーグに加盟しますと、ヘーグは最長15年で、国内法がそれ以上の保護期間を有している場合にはそれと同一となるということですが、20年でも、最近の模倣の現状を見ると、もうちょっと長ければ良いなと思っていますので、この辺も検討を進めていただけると有り難いと思います。以上です。

○大淵委員長 いろいろと御意見ありがとうございました。

デザインによる国際展開の支援

(1) ヘーグ協定及びロカルノ協定について

○大淵委員長 時間の関係もございまして、適宜戻っていただくことにいたしまして、次の課題でありますデザインによる国際展開の支援、(1)ヘーグ協定及びロカルノ協定につきまして事務局より御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは、資料3、資料4を用いましてヘーグ協定、ロカルノ協定に向けた検討項目を、私どもが外部に委託し4月から調査研究してきました事項を皆

様方にお知らせいたしつつ、こちらについては次回、深い議論をさせていただければと思っておりますので、まずは論点整理というところで、こうした課題がある、こうした問題があるというところを御認識いただくべく、御紹介し、内容について御質問、こういったところはどうなっているのだというような御意見等がございましたら頂ければと思います。

まず資料4を御覧になりながらお聞きいただければ幸いです。ヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟の是非について、先ほど来皆様方から私どもに対して応援のような非常に有り難い意見をたくさん頂いております。我々は真摯に受けとめつつ、ヘーグ協定加盟に向けてどのような戦略を練っていくのか、どのようにしていくのが良いのか深く議論していきたいと考えております。

表を見ていただければと思いますが、上段に記載しておりますのは、外部委託調査研究の結果のご紹介でございます。意匠登録出願は年間7,000社から8,000社に出願頂いておりますが、その中から大企業、中堅企業、中小企業の皆様方、大体1,000社の方々を対象にアンケートと、それから40から50社ぐらいヒアリングした結果ですが、23年度、10月ぐらいまでに行われた調査に基づきますと、大体6割の企業の方々がヘーグ協定ジュネーブアクトへの加盟を要望しているところでございます。こちらについては、皆様方から頂いた御意見のとおり、イニシアチブを取って進めていくべきというご意見を、ヘーグ協定にお詳しい方々からも頂いております。

一方、中国、アメリカはまだ加盟しておりませんが、この国々が入った場合には、80%、90%の方々が日本も加盟すべきであると御表明いただいておりますので、今回は詳しくこちらについて御紹介したいと思います。

その上で私どもでまとめさせていただいたものが資料4の中段ですが、右側と左側に大きく分けて記載しております。まず左側の「Ⅱヘーグ協定ジュネーブアクト加盟に向けた具体的な対応」ですが、こちらは国内制度との調和・加盟に際し見直しが必須な項目、我が国がヘーグ協定に加盟する上で必ず直さなければいけない項目を整理したものです。簡単に御紹介いたします。

まず国際登録簿がWIPO事務局で管理されていくこととなりますので、我が国で登録簿を持たないこととなりますので、登録簿について、どう見直していくかというのが一つございます。次に、我が国は公開制度を採っておりませんが、国際出願では公開されてしまうということがございます。国際出願されますと、何もしなければ半年後に公開されますので、その後、私どもは実体審査国でありますので、願書を受け取って審査を経て、その

後、登録されることとなります。公開されてから登録の可否判断がつくまでの間は何の保証もございませんので、何らかの対応が必要ではないかという点でございます。

それから登録公報の発行についてですが、先ほど申しました国際公開についてはあくまで国際事務局が発行する公開公報ですので、登録可否判断は入っておりません。我が国で登録になっているものについて、我が国で改めて登録公報を発行してほしいという御意見がございましたので、記載しております。国際出願についても登録公報を出すかどうかという点でございます。

それから料金体系でございます。ヘーグ協定ジュネーブアクト、それから各国においては、更新制を採っている国が非常に多くございます。大体5年おきの更新で、3回ないしは4回の更新というのが国によっては採られているところ、ヘーグ協定についてもそうした体系になっております。ところが我が国については単年で納付が可能となっておりますので、これらについて調和する必要があるかどうか、ないしは皆様方から御意見を頂きつつ、国内はどうしていくのか改めて整理をしていきたいと思っております。

それから、新規性喪失の例外規定の見直しというのは、先ほど資料2の中でブランド構築の支援のところでありました議題と同じでございます。証明書の提出の要件の緩和ですとか、グレースピリオドの延長という点について見直していく必要があるのではないかとということでございます。

それから、我が国固有の制度との調整についてですが、最たるは部分意匠制度、関連意匠制度だと考えております。国際出願についてもこれらの制度を利用できるように、我が国としては皆様方の利便性向上のためにはこれらの制度が必要だと考えておりますので、こちらについてどのように整理をするのかというところでございます。

それから、ヘーグ協定では審査段階のことまでは規定されていますが、審判、裁判のところは規定がありません。各国にゆだねられているところがございますので、国際出願でありましても我が国へ普通に国内出願をしたのと同様の扱いとするというところで、審判、裁判がきちんと行えるように整理をする必要があるという点でございます。

これらの点について次回、まずは必須項目として五つありますので、改めて論点を御紹介して御議論をいただきたいと考えております。

それから、皆様方のご関心が高いのではないかと考えておりますのが右側でございます。こちらはヘーグ協定に加盟するに当たって我が国が、選択をしてもよい、拒否をしてもよいという項目でございます。

まずは複数意匠一出願制度の導入でございます。こちらについて御議論を次回以降いただきたいと思っておりますが、拒否すれば、我が国を指定した場合、一意匠一出願、単独の出願でなければ拒絶しますよと宣言できます。この場合、皆様方国内企業もヘーグ協定を利用し我が国が指定した場合には同じようになってしまいます。複数で出願したい場合に、できなくなるところがございますので、こちらに関して内容を御審議いただきたいというところがございます。

それから図面の提出要件でございます。ヘーグ協定には一定の縛りがございます。皆様方から図面を提出いただく場合には何図でも構わないのですが、官庁側からは7図以上を求めてはいけないという規定がございます。これはひとえに意匠が把握できなかった場合どうするかということですので、こちらも、皆様方に次回ご議論いただき、またアンケート結果も次回御紹介したいと思っております。いわゆる意匠が特定できない状態では登録しないでほしいという御指摘を受けておりますので、これについての考え方を整理させていただきたいと思っております。

それから、公開繰り延べ制度。自動車工業会から先ほどございましたとおり、無審査の国、実体審査の国がございますが、一定の国については公開繰り延べなし、我が国でいう秘密意匠制度を持っていない国がございます。こうしたときに公開繰り延べ制度をうまく使っていくことも出願戦略ないしは企業の戦略において必要だと思っておりますので、こちらに関して、我が国の場合、秘密意匠制度を採っておりますが、どのように扱っていくのか、ないしは、公開繰り延べ制度をうまく利用させていただきたいということで、選択して使えるようにするのかどうかというのを御議論いただきたい論点に挙げさせていただいております。

そのほか、先ほども審査が早くなっているということはお話しいたしましたが、国際出願ルートで考えますと、我が国を指定した場合、出願から半年間は公開されないで眠っている状態でございます。その後、国際事務局で国際公開されて我が国に願書が届き、それから約半年ぐらいの審査において登録の可否判断がなされますが、そうしますと国際出願から12月もかかってしまう、我が国の平均と比べると倍かかってしまうという問題がありますので、迅速に審査をするという上では、これはヘーグ協定に独特に備わった制度ですが、官庁が秘密にするのであれば、あらかじめ願書を受け取っておくことが可能です。これを宣言しておくことによって、我が国の審査を国際ルートであっても早く行うことができますので、これをどのように考えていくのか整理させていただければと思っております。

す。

それから仲介官庁、いわゆる、私どもが願書を受け取って一定のチェックをしていく、それで国際事務局に送付することについて、支援するべきではないかという御議論でございます。

それから自己指定の容認ですが、これはジュネーブアクト制定の議論の際に、我が国が提案した宣言事項ですが、出願ルートとしては、例えば日本ですと日本に出願してからでないと各国の指定ができないですとか、国際出願をした場合に日本を指定できないという制度になります。こちらについては、今や英語が主流になっておりますので、100%皆様方から、これは禁止の宣言をしない方がいいという御意見を頂いておりますが、改めて整理させていただこうと思っております。

登録料の単年納付は先ほど申し上げたとおりです。

最後にもう一つありまして、意匠の国際分類に関する協定にも加盟する必要があるのではないかという点でございます。国際分類については各国が使用しておりますが、クリアランス調査の際に普段皆様方が御利用いただいているのは日本意匠分類でございます。ただし、我が国の意匠公報にも国際分類を参考掲載しておりますが、こちら、細分化に向けてWIPO事務局が働きかけをしているところでございます。我々も国際分類の細分化について議論をしていきたいと考えていますので、改めて、ヘーグ協定に加えて意匠の国際分類に関する協定の加盟の是非についても御議論いただきたいというところでございます。

簡単ではございますが、こちらが外部委託により調査研究してきた内容でございます。これを踏まえて、皆様方には資料3に戻っていただきまして、中段にあります検討事項として、我が国産業界にとってヘーグ協定ジュネーブアクトがどのようなメリットがあるのか、それから、先ほど少し委員の皆様方からも頂いた、これを使って産業競争力を高める上で、戦略的な出願や権利の取得について、今一度整理させていただき日本の企業の皆様方に御紹介できればと思っておりますので、加盟の是非と、併せて出願するに当たっての留意点、ヘーグ協定ジュネーブアクトに加盟するのであれば留意点を整理させていただきつつ、加盟の是非を次回に御判断いただければと思っている次第でございます。

こうしたところが今までの分析のところに出てきた論点であるということをご認識の上、こちらについて御質問、御意見を頂戴できればと思っております。以上でございます。

○大渕委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえて議論に移りたいと思います。どなたからでも御

自由に御意見をお願いいたします。

非常に重要な案件で、本日だけで議論が尽きるものでもないのでしょうけれども、御意見がありましたら早い段階で出しておいていただいた方が今後の議論が円滑にいくかと思っておりますので、御遠慮なさらずに、どなたか口火を切っていただければと思っております。

どうぞ。

○増田委員 ゼブラの増田と申します。資料4のⅡのところでは仲介官庁というのがあります。国際事務局への直接出願のほかに、JPOが願書を受理して送付する業務を行うと書かれています。一企業としては是非仲介官庁になっていただきたいと思っています。理由は、以前、弊社がマドプロで出願したときに、方式不備でWIPOとのやり取りに苦労したことがあります。こういうことが実現されるのであればJPOさんがフォーマリティー・チェックみたいなことをしていただけると企業としては有り難いと思います。以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○吉井委員 弁理士会の吉井でございます。

質問になるのですが、資料4の右側の自己指定の容認というところですが、意匠の国際出願において自国を指定国として選択できない旨の宣言を行わないというのは、選択できるようにするということですね。

○山田意匠制度企画室長 そのとおりでございます。自己指定の禁止という条項がありまして、自国を指定してはいけないという禁止条項があって、それを宣言してしまうと出願時において自分の国を指定できないこととなりますので、自国指定を認めていいのではないかと、自国を指定できるようにするほうが利便性があるのではないかとこのことを御説明しております。

○吉井委員 自国の指定禁止という条文がある。それを排除するのですか。分かりました。

○大淵委員長 二重否定になったりしてややこしいようですが、そこはコミュニケーションギャップがないように、今のように明確化を図っていただいた方がよろしいかと思っておりますが、そういう点も含めて、今後本格的な議論をするために、御意見でも御質問でもお出しいただければと思っております。

こういうときには、ロースクールですとこちらから指名してしまったりするのですが、そういうのはよろしくないかと思っておりますので、自発的に御発言いただければと思っております。

どうぞ。

○牧野委員 全くの質問ですが、未加盟国への働きかけというところに未加盟国が挙がっておりますが、おおよそこの国は加入するだろうという見込みを教えていただければありがたいと思います。

○山田意匠制度企画室長 それでは、紹介しておりませんでした、参考資料3を御覧いただけますでしょうか。世界を色分けしている世界地図がございますので、今の牧野委員の御質問に当たるかと思っておりますので、簡単に御紹介したいと思います。

現在ヘーグ協定ジュネーブアクト加盟国が赤で示されております。42の国と地域で、国数に直しますと72カ国になります。72カ国になるというのは、OHIM、OAPIのヨーロッパ、アフリカ地域を国の数に直しますと72になります。これが赤い地域でございます。

これから加盟が考えられるというところで、資料4の下に挙げさせていただいた国旗がございますが、二、三ヵ月前になります、ASEANの知財行動計画が示されまして、この中では2015年までに7カ国はヘーグ協定に加盟する努力目標を立てられております。それが緑色で示されたところで、こちらの国や地域が近年中に加盟するのではないかとこのところでお示しさせていただいております。

それから、黄色いところですが、こちらについては、EU、OHIMについてはもう加盟しておりますので、二国間協約でありますFTA等で相手の国とのやりとりにおいて近年中に加盟が予測できそうなお示ししている国や地域、あとはアメリカはまだ加盟していませんが、二国間協約について努力目標で設定されているところをお示ししたものでございます。

これらが全部加盟しますと113という国になります。近年中に、すべてではないと思いますが、我が国企業が出願しているところがおおむね入ってくる、70%から80%程度は加盟してくるのではないかとこのところ、簡単に説明するために作成した資料でございます。

先ほどの資料の中で韓国がありました、韓国については加盟表明をしておきまして、少し後れているようではありますが、来年10月からヘーグ協定の国際出願の受付を開始すると聞いております。半年ぐらい前は7月からと言っていたようですが、若干後れているようでありまして、10月からと、今のところ我々は報告を受けております。

簡単ですが、以上でございます。

○大淵委員長 ほかにございませんでしょうか。

平野委員、どうぞ。

○平野委員 ヘーグ協定とロカルノ協定の関係をもうちょっと詳しく説明していただけたらと思うのですが、特に、以前討議したと思うのですが、画面のところでアイコンというのがロカルノの中には明記されていたはずですが、その辺をお願いできますか。

○山田意匠制度企画室長 まず、ヘーグ協定とロカルノ協定は別物で、ヘーグ協定は出願の手續に関する条約で、国際出願、それから国際登録をするための協定でございます。それに対してロカルノ協定は意匠の国際分類に関係するものでありまして、32 のクラスと219 の分類子になっております。この中に、平野委員が仰ったとおり、数年前ですが、グラフィカル・ユーザー・インターフェースにかかるアイコンとか、そうしたものを保護している国が非常に多うございましたので、改めて分類子として加えたという経緯があります。ですので、ロカルノ協定における 32 のクラス、219 の分類子の中に画面デザインに関係する分類があるというのは事実でございます。

○平野委員 ありがとうございます。

○大淵委員長 ほかに。御意見というより御質問でも大歓迎ですので、早いうちにお聞きいただいたほうが今後の議論のためによろしいかと思っておりますので。

橋田委員、どうぞ。

○橋田委員 今、日本の出願状況とかはネットで見られるのですが、ヘーグ協定の国際についても同じように検索ができるようになっているのでしょうか。

○山田意匠制度企画室長 国際事務局のホームページは、英語ではございますが、公報が見られるようになっていまして、簡単な検索システムはございます。ただ、我が国のように、日本の小分類のように検索ができるかという、そのようにはなっておりません。

もう一つは、国際事務局において「公報」と名のつくものが多数発行されています。例えば国際公開した後に、この国では登録の効果を拒否された、ないしは権利を失ったとか、さまざまな公報がありますので、我が国の IPDL、特許電子図書館のように簡便にはできない状態ですが、簡単なものはございます。

ちなみに、WIPO の国際事務局では年間 8,000 意匠の国際出願がある状態でございます。

○大淵委員長 どうぞ。

○吉井委員 日本弁理士会の吉井でございます。質問をもう一つさせていただきます。

資料4の左側の国際登録簿と国際公開というところですが、「・」の一つ目で「ただし、日本国独自の記載のみ、日本国内原簿が必要。」と書かれていますが、日本国独自の記載というのは、例えばどういうものを言われているのですか。

○山田意匠制度企画室長 簡単に申しまして、こちらについては、関連意匠制度がヘーグ協定には備わっておりませんので、我が国で関連意匠には本意匠を記載する箇所が原簿上はございまして、我々がオリジナルで持っている原簿の管理項目については場合によっては国内原簿の中で持つ必要があるのではないかと、国際登録簿の中で管理していただけない項目が多数あるというところで、これも綿密な調査結果を今後御説明したいと思っております。

○吉井委員 分かりました。

○大淵委員長 幾つかの御質問を頂きまして、今後論ずべき争点がクリアになって、議論がしやすくなったのではないかと思います。ありがとうございました。

本検討課題の方向性については、特に御異論もなく、御了解を得られたものと考えます。事務局におかれましては、さらに具体的な項目の整理をしていただき、次回以降はそれを踏まえて委員の皆様引き続き御議論をいただきたいと思っております。

(2) 3D デジタルデザインを含む保護対象の拡大について

○大淵委員長 それでは、時間の関係もありますので、本日最後の課題でありますデザインによる国際展開の支援（2）ということで、3D デジタルデザインを含む保護対象の拡大というもう一つの大きな論点について事務局より御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 それでは御説明いたします。皆様方におかれましては、資料5、資料6の横になった表を御覧になりながら説明をお聞きいただければと思います。

こちらについてもデザインによる国際展開の支援というところで皆様方に御説明するものですが、こちらについても私どもは春から外部委託調査研究を行ってきたところでありまして、まだ議論は出し切っていないところがございますが、さまざまなアンケート、ヒアリング調査の結果から、こういうところが論点になるのではないかとということを皆様方に御提示するものでございます。こちらについては、この小委員会について年度内、あと2回ぐらいの開催を皆様方に御協力をお願いしているところがございますが、2月の中旬又は2月の後半頃には改めてきちんとした報告をしたいと思っておりますので、その上で議論をしていただきたいのですが、今のところ論点としてこういうものがあるというところの御紹介になります。

まず検討の目的ですが、平成18年に画面デザインを一部拡大しております。こちらに

についても皆様方にご理解いただくために、今一度頭の中を整理していただくために、参考資料5を御覧いただけますでしょうか。参考資料5は縦長の黄色い表でございます。これまでの経緯を御紹介します。

まず、我が国においては平成18年の改正以前は、物品の成立性に照らして必要不可欠な図形であれば保護対象としていました。例示しております腕時計本体においてデジタル表示がなされているもの、時計としての機能を果たすためには、デジタル表示の記載なしで図を描いてしまうと時計ではなくて、ただの側になってしまう。そうした場合に、デジタル表示の部分が、時計として成立するためには必要不可欠な図形であるということで、そうしたものについては保護の対象としていたというのが平成18年以前でございます。

平成18年に向けて議論を重ねて改正しましたのが、日本の平成18年法改正後という欄でありまして、従来のものに加え、今ではブルーレイディスクになってしまいましたが、当時ですとDVDプレーヤーですとか、そうしたものをテレビ、プロジェクターにつなぎますと表れる操作画面がございます。こうした別の機器に表示できるようなものまで含めて、専用機に限定してではございますが、操作の画面等を保護できるようにしたのが平成18年でございます。それ以後、我が国の場合は多い年ですと300件ぐらいの出願がありますが、そのほかに、コンピューターソフトウェアにおけるオペレーションシステム、アプリケーションソフトの画面、アイコン、ウェブページというものが我が国では保護されていない、保護ができない条文になっております。それに対してアメリカ、韓国、欧州についてはこうした画面デザインについても重要視しておりまして、保護の対象としているところでございます。

これらを踏まえ、資料5、資料6に戻っていただきますと、我が国の考え方として、120年以上にわたって物品としてデザインを保護してきた意匠法ですが、物品との一体性について、画面については今一度検討するべきではないかというのが一つでございます。それから、もう一つは画面デザインの機能と操作の要件を少し見直していく必要がないだろうかと考えております。

これらを簡単にまとめさせていただいたものが資料6でありまして、一つには我が国における現状、それから、韓国やアメリカにおける保護対象の考え方、欧州の考え方を整理したものを資料6にお示しております。

簡単に御説明いたしますと、黒い枠囲いを御覧いただきたいのですが、現状としては、先ほど御説明したとおり、日本においてはパソコンにおけるオペレーションシステムの画

面、ソフトウェア、ゲームソフト、ウェブページ、壁紙等については保護の対象には現状になっていないという状態を御認識ください。その上で、例えばアメリカ、韓国などですとコンピューターのディスプレイのためのユーザー・インターフェース、画面表示をしているユーザー・インターフェースについて物品の部分として保護の対象としている国がありまして、こうした考え方をしていきますと、我が国においては機能・操作要件を見直していくと、他の審査国であるアメリカのような形で保護が可能ではないかというところがお示しさせていただいている整理のペーパーでございます。言うなれば、機能・操作要件を外していくとどのようなことが起こるのかお示しさせていただいています。

それから、下段になりますが、画面デザイン自体を物品とみなす、グラフィカル・ユーザー・インターフェース、GUI という物品を仮に認めた場合に、例えばですが、タブレット PC にも用いますし、ATM にも用います、スマートフォンにも用いますという画像の場合に、GUI として保護を認めた場合にはそれらすべてに権利が及ぶという考え方の整理でございます。こちらについては、無審査ではありますが、欧州はこうした形で保護の対象としていて、グラフィカル・ユーザー・インターフェースとして保護しております。

こちらの考え方については、ユーザーの方々は1件で出願していくと様々なものに用いられた場合にも権利が及ぶという議論がございます。こちらについて、次々回になりますが、調査研究で整理した事項を皆様方に詳しく解説させていただいた上で議論をしていただきたく、まとめたものでございます。

少し注意点がありまして、韓国の審査状況についてお話しさせていただきたいと思えます。韓国のところで注意部分として「部分的無審査」と書かせていただいております。これは皆様方が御存じの欧州型の無審査とは違いまして、新規性の判断をしない、過去の資料ですとか、カタログ、雑誌、インターネットみたいなものを調査しない、それ以外の登録要件については審査するという考え方の審査をしまして、一部分審査といいますか、部分的に新規性だけを判断しない無審査というところで、少し変わった考え方でございます。変わった考え方の無審査になっているところで、画面デザインは韓国においてはその対象分野であるというところを御理解いただければと思います。ここでいう部分的無審査、韓国の欄に書いてある括弧書きと、いわゆる欧州の無審査というのは、若干違いがあるというところを御紹介しておきます。

簡単ですが、以上でございます。

○大淵委員長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明を踏まえて議論に移りたいと思います。御自由に御意見を
お願いいたします。

御意見でなくても、先ほどからしますと、新しいテーマでもありますので、御質問のほ
うがよろしいかとも思いますので、御質問でも御意見でも結構でございますので、よろし
くお願いいたします。

どうぞ。

○牧野委員 画面デザインの保護については、従前から随分御努力いただいて、だんだん
保護の対象が拡大しておりますが、まだ諸外国との比較においては我が国の画面デザイン
の保護は足りないところがあるだろうとっております。今回の改正項目で取り上げてい
ただいて、この際、いろいろな問題はあるかもしれませんが、特に物品との一体性要件の
考え方の見直し等も含めて、是非前向きな、良い制度ができるように努力していただき
たいという希望を申し上げます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

意匠法の根幹にかかわる重要な点だと思いますが、本格的には今後議論されるのかもし
れませんが、早いうちに出していただいたほうが争点もクリアになって、議論がしやす
くなるかと思っておりますので、御遠慮なさらずに、御質問でも御意見でも結構です
ので、よろしく
お願いいたします。

どうぞ。

○山田意匠制度企画室長 1点だけ訂正させていただければと思います。

先ほど私から、画面に関する意匠が300から400と申し上げましたが、こちらは登録数
になりまして、出願としては年間500ぐらい、そのうち登録になるのが300から350、多
い年ですと400になるということで、先ほど申しましたのは出願件数ではなくて登録の件
数である、出願件数は500前後であるということをお承知いただければと思います。

○大淵委員長 数が増えて良かったなと思います。

どうぞ。

○高部委員 質問ですが、基本的な質問で申しわけないのですが、欧州の無審査というも
のは、例えば壁紙とかウェブ画面というのがありますが、実態といいますか、意味合いと
しては、まず無審査で出しておいて、自然淘汰されるのを待とうという考え方が全体にあ
るのでしょうか。

○山田意匠制度企画室長 お答えになるかどうかですが、欧州については保護の対象とし

ていて、仰るとおり、出願はされているもののどのような権利かが明確でないものも少なからず含まれているのかなと思います。ただし、こちらの表でまとめさせていただいておりますが、グラフィカル・ユーザー・インターフェースという名称で登録されておりますので、そういう意味合いですといろいろなところで応用が利いてしまうものなのだろうとは思っております。明らかにウェブデザインのものもあったり、そうでないものもあったりというところで、研究が我々も足りていないところがございますので、次々回になりますが、そちらも御提示して解説させていただければと思っております。

○高部委員 もう1点、ウェブページの画像ですが、例えば特許についても個人が使用する分には問題ありませんが、ウェブの場合は個人でホームページをつくった場合でも公開されますから、当然侵害の対象になってしまうわけですね。

○山田意匠制度企画室長 権利がとられていけば、仰るとおり個人が使用していたとしても、「業として」の実施につきましても、類似していれば侵害の対象になることとなります。

○高部委員 ありがとうございます。

○柳生委員 知財協の柳生です。

物品との一体性というのが間違いなく重要な論点になるというのは全く異論がありませんで、知財協の中でも検討を進めておりますが、資料6の特に何が懸念かということ、右に留意事項と書いていただいています、その下段ですね。企業活動を進めるに当たり、物品性という要件がなくなった場合、一体どこまで権利範囲になるのか、あるいは、私どもは、これは意匠に限りませんが、クリアランス調査というのをしていますが、そういうことにかかわる負担であるとか、そういうことが極めて重要な課題として議論をしております。

現在は、物品性を外すということに対して我々は慎重な立場ということで検討させていただいていますので、今後この場を通じて引き続き議論をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○大淵委員長 どうぞ。

○永田委員 さっきの議論の中で、知財協さんからも挙がっていましたが、著作権法でも画面の保護はありうるという一方で、意匠でも保護する必要があるという議論をすること自体、気になるところです。過去の著作権の判例を見ると、著作権制度では使いづらいという声があったのかなと想像はするのですが、その一方、著作権で保護されないものを意

匠権で保護するというのも不思議な話であり、相対的な権利である著作権では認められないものに対して絶対的独占権を生ずる意匠法の保護が与えられるという矛盾を感じます。

この場の議論としては、例えば創造性が高いとか、産業競争力を引き出していくようなものについて保護を与えていくという議論については異論ないのですが、余り創造性が高くないものについて意匠権が発生するとなると、クリアランスの話も含めて、事業活動上制約がふえてくるというところは非常に懸念しています。そういう点で、保護対象をどうするかという議論もさることながら、審査の運用も含めて、きちんとしたレベルのものを保護していくといった有り様についても担保されてほしいと考えております。

○大淵委員長 水谷委員、どうぞ。

○水谷委員 ただいまの御意見に関連することですが、画面デザインの保護として物品の要件とか機能性・操作性の要件をどのように緩和していくか、あるいは外していくのか、これは今後の検討課題だろうと思います。

今ここで申し上げたいのは、その方向で進んでいった場合に、制度の利用者の懸念、すなわち一つは、従前は意匠の出願審査の対象としていなかった画像に意匠権を付与することになると、審査資料の充実の問題がございますね。例えば特許法でソフトウェア、プログラムを発明として認めて権利を授与するというのが平成 13 年改正で入りましたが、そのときには特許庁が CSDB、コンピューター・ソフトウェア・データベースというのを新しく立ち上げて、そこにプログラム関係の資料をどんどん蓄積して行って、審査官が誤った審査をしないような制度的な保証を行っていくことをしておりますが、今回の画像デザインについても同様の配慮を、当然お考えになっていると思いますが、必要だろうと思っているのが一つです。

もう一つは、CSDB の場合もそうですが、審査官が拒絶通知を発する場合には公知資料を複製して、コピーして添付するということが行われているようですが、これは著作権法の 42 条 2 項が改正になって、できなかったことが、それによってできるようになったということがございます。ただ、これは飽くまでも審査の際に審査官が複製できるというところにとどまっていて、先ほどからいろいろな方が仰っておられるクリアランスの問題、もっと一般的に制度の利用者が、自分の製品がだれかの意匠権を侵害していないかとか、意匠出願をするときに、既に公知資料があるかどうか事前に調査するときに、著作権の問題が絡んできて、現行の著作権法 42 条 2 項ではそこまで及んでおらず、そのような場合に複製することまで適法という規定にはなっていないという問題があります。したがって、

42 条 2 項を改正して適法な複製の範囲を拡大していくことが、間違いなく制度利用者にとって便益に資することになると思います。これは文化庁の所管事項ではありますが、この部分がクリアにならないと、先ほどから何人もの方が仰っているクリアランスの問題が解決しませんので、ここは是非並行して検討をお願いできたらと考えております。以上です。

○大渕委員長 先ほど意匠法の根幹という話をしたら、著作権法が出てきたり、今日は両方出てきている傾向がある。それだけ広がりのある論点ということを示しているのではないかと思います、ほかに、早い段階で検討すべき論点は出していただいたほうが次回以降の議論がしやすいかと思しますので、今まで出た点でも結構ですし、こういう視点も加えたほうがいいのではないかという点、さらには確認等の御質問も大歓迎でございますので、せっかくの機会ですから。

茶園委員、どうぞ。

○茶園委員 先ほど著作権という話が出ていましたが、画面デザインは、今までの意匠法が対象にしていたものとはかなり性質が異なり、物品性の性質がそもそも薄いということでは否定し難いのですが、それゆえにどのような法律で保護するかについては、いろいろな選択肢があったと思います。現在でも著作権法で保護するという選択肢もありますが、創作性の要件等を考えるとなかなか難しいであろうと思います。また、新しい別の法律、別の制度設けるという選択肢もありますが、これまでの経緯や国際的な方向性からすると、多くの国が意匠法によって対応していますので、何とかこれを意匠法の中に取り込んで保護するという方向性で考えるのが適当だろうと思います。

資料に記載されているように、いろいろな対応の方向性を考えておられて、留意事項にも書いてありますが、いずれかの方向性をとった場合、どういう保護の範囲が与えられるのか、どういうものが権利侵害になるのか、あるいは物品の部分として保護するとしたら、意匠は類似範囲まで保護が及びますから、類似範囲がどこまで及ぶのか、そういったことも検討しないと、どの方向性を取るのかを決めることは難しいと思います。韓国とか、米国とか、欧州とかを例に挙げていただいています、これらの国々においても議論が余りないところで、そのため非常に難しいとは思いますが、今いったような問題を検討する必要があり、それも議論の対象にしていただきたいと思えます。

言い忘れましたが、物品の部分として保護するとしますと、対象になる物品は多機能物品になるでしょうから、その点でも類似範囲の判断というのは難しくなると思しますので、

この点も議論の対象にしていただきたいと思います。以上です。

○大淵委員長 ありがとうございます。

内山委員、どうぞ。

○内山委員 JEITA のタスクフォースでは、現在6社で、まさにここの部分については賛否両論の状況で、熱く議論させていただいているところであります。話している中で、言葉の定義づけの議論が結構ありまして、例えばアイコンを対象にする場合、アイコンとは何かという意見が出てきます。確かにプログラムを立ち上げるためのマークであったり、あるサイトに入るためのマークであったり、場合によってはサムネイルのようなものもアイコンと言えるのかなど、いろいろ議論があるところです。先ほどもどなたか仰っていたように、何を保護するのかの定義づけするのが非常に重要ではないかと思えます。

それから、資料6の留意事項にもありますが、上位概念での物品指定、これも非常に議論があります。よく特許では「電子機器」という名称をつけたりするのですが、例えばその「電子機器」のような広い表現で指定してしまえば結果的に物品の枠組みを外したと同じではないかという議論も出ております。従いまして、上位概念の定義というのは果たして何なのかということも議論をするべきポイントではないか、ということもタスクフォース内で議論されております。以上です。

○大淵委員長 ほかにございませんでしょうか。せつかくの機会ですので。

どうぞ。

○橋田委員 芝浦工大の橋田です。

これだけ情報化社会になって、IT 社会になっている中では、物品と同一でない権利化できないというのは後れているような気がして、画面デザインも意匠で何らかの権利化というか、そういうことをやるべきかなと思います。世界的にそうなるのではないかという気もするのですが、現実的に考えますと、今かなりのボリュームで画面デザインはクリエイティブされていて、公知をどうするかとか、既にかなり完成されているゲーム業界の中では、実現するにおいてはものすごく大変そうだなと感じます。済みません、感想ですが。

私は、パソコンとか、パッドの、画面で見た状態の意匠を取るべきかなと思うのですが、その場合、抵触しないか検索したりする作業が膨大になって、大変そうだなと感じられます。今グーグルの中でも画像による類似画像検索とかもあるので、そういうソフトを応用して類似意匠検索をできるようにしてはどうかと思います。しかし、先ほどから皆様が言

われているように、範囲とかそういうところでは慎重にやっていかないと、がんじがらめになりそうな気がします。済みません、感想ですが、以上です。

○大淵委員長 下川委員、どうぞ。

○下川委員 同じ操作画面でも、そもそも操作画面が生まれた背景が物品と一体であったり、物品の進化によってその画面が必要とされるようになって生まれたものであると思います。前者は多分ゲーム機のようなもので、後者はひょっとするとコピー機の操作画面みたいなものかもしれません。ただ、例えば我々の業界でいうと、電子書籍みたいなものに操作画面が生まれた場合、電子書籍というものの自体が物品と一体に開発されているものではない。あらかじめ、クラウド社会を見越して、タブレットでも閲覧するし、専用機でも閲覧するし、パソコンでも閲覧するし、スマートフォンでも閲覧する。この先どんな物品が出てくるかすら分かっていない状況だと思います。そういう分野がこれから開かれていって、それを一つの産業として育成するのであれば、余り物品との関連性というものにこだわると産業の育成を阻む可能性もあるのではないかと私自身は思っています。以上です。

○大淵委員長 どうぞ。

○吉井委員 弁理士会の吉井でございます。

画像の問題は、実は私たちの会では意見がいろいろ出ておりまして、物品の枠を外すべきか外さざるべきか、現状の枠の中で抽象的な物品まで認めるか否かなど、議論が錯綜しておりまして、近いうちに弁理士会としての結論を出させていただきたいと思っております。

一つだけ、質問で申しわけないのですが、今回の意匠制度の見直し項目のタイトルが「3D デジタルデザインを含む保護対象の拡大」となっているにもかかわらず、画像の話になっているのですが、単純に「画像の保護について」とか、そういうタイトルにしているのは何か意味があるのですか。

○山田意匠制度企画室長 こちらを少し説明いたします。

3D デジタルデザインにつきましては、本来でしたら画面デザインの拡大の延長線上にあるということもあるのですが、一つには、推進計画について御議論いただいた際に3D フォーマットの話も入っておりまして、タイトルとしてはこうなってしまったというところは皆様方に御了解いただきたいと思っております。ですので、画面デザインというところを広範にとらえていただくということも一つありますので、まずは画面デザインから入っていただき、どのように見えるのかという点、それから、場合によっては出願様式がかか

わってくるかと思えます。3D というのものが、立体的に見えることは見えますが、どのように出願するのかというところは一つ議題としてございますので、もう一つ、利便性の向上のところではございませんが、出願の多様化というところでも、あらかじめそのところは課題の一つだと考えております。

整理いたしますと、フォーマットの話、見栄えの話と二つございますというところを御紹介します。

○吉井委員 分かりました。

○大淵委員長 ほかに特にならなければ、貴重な多数の御意見ありがとうございました。今後議論すべき点が更にクリアになったかと思えます。本項目につきましては、本日各委員からいただきました貴重な御意見を踏まえて、次回以降の検討資料にそれを反映していただければと思います。

先ほどの点とかで付け加えたいということがありましたらお受けしますが、特にならなければ、本日で検討を終るわけではございませんので、今日は次回以降の来るべき検討のためのキックオフという色彩が強くて、検討の機運が盛り上がるが大変重要だったかと思えますが、以上をもちまして本日の議論を終了したいと思います。

今後のスケジュールについて

○大淵委員長 それでは、最後に今後のスケジュールについて事務局より御説明をお願いいたします。

○山田意匠制度企画室長 今後のスケジュールについて御説明いたします。

今後につきましては、本日御説明した資料について、皆様方から多数の御意見、運用案についても御意見を頂いております。これらについて我々は具体的事項をまとめた上で、皆様方に具体的な内容の御議論を次回以降していただければと思っております。

次回につきましては、意匠制度小委員会は第 15 回になりますが、まずはヘーグ協定加盟に向けた課題の整理と加盟の是非について御議論いただく予定でございます。こちらにつきましては、既にスケジュールを調整させていただいているところでございますが、1 月下旬の開催で考えております。具体的な日付につきましては委員長と御相談の上、追って御連絡を差し上げたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

○大淵委員長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして産業構造審議会知的財産政策部会第 14 回意匠制度小委員会を閉会いたします。本日も長時間、御熱心に御審議いただきまして、どうもありがとうございました。皆様、お疲れ様でした。

閉 会

以上

- <この記事に関する問い合わせ先>
- 特許庁総務部総務課制度改正審議室
 - TEL：03-3581-1101 内線 2118
 - FAX：03-3501-0624
- E-mail：[お問い合わせフォーム](#)